

(4)労働者団体等補助金

所 管	産業局	労働政策課
補 助 目 的	労働者の社会・経済・文化的地位の向上発展の促進を目的とする	
概 要	上記目的に適合する活動を行う各団体への運営費補助 (社)石川県労働者福祉協議会 他 7件	
交 付 先	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
補助金の性格	算定根拠なし	
算 定 方 法 等	平成15年度	平成16年度
金 額 (千円)	129,869	141,785
総 事 業 費	76,171	130,947
補助対象経費	15,450	69,334
補 助 金 額	21,221	15,150
国、県からの補助金額	23,634	22,364
補助開始時期	昭和47年度	
補助終了予定時期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助金交付に関する要綱等及び算定根拠を明確にすべきである。

当該補助金の大部分は、各団体の要望に基づき、例年ほぼ同額が予算措置により交付されているものである。何故このような形で補助金が交付されているかをヒアリングしたところ、要綱等の規定を策定し、これに基づき交付することが合理的であると思われるものの、画一的に補助金額を決定することが実務上困難なものが多いため、予算措置により補助金を交付しているとの回答を得た。

確かに種々の補助金につき、画一的に規定を策定し、算定することは困難であるとは思いますが、それが毎期ほぼ定額補助していることの理由にはならないであろう。運営費補助というからには、やはり補助金額は毎期毎期の運営費(補助対象経費)が基準になるべきであると考えます。

定額補助にしてしまうと、各補助事業者はどうしても予算設定時に当該補助金を当て込んで予算組みを行うものと思われる。その意味で、補助金以外の他の収入の確保ないしは運営費の削減に対する考え方が甘くなる可能性があるといえる。事業に対して公益性があるからといって、即補助金が交付されるといった認識は今後改めるべきである。各補助事業者がこのような認識を持たせないためにも、算定根拠を持たない定額補助は改められるべきであると考えます。

(5)金沢市シルバー人材センター運営費補助

所 管	産業局	労働政策課
補 助 目 的	高齢者の健康と生きがい及び就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。	
概 要	上記目的に適合する活動を行う金沢市シルバー人材センターへの運営費補助。 (社)金沢市シルバー人材センター	
交 付 先	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input type="checkbox"/> 市単独	
補助金の性格	予算措置	
根 拠 法 令	国庫補助金同額に加え、人件費の一部を補助。	
算 定 方 法 等	平成15年度	平成16年度
金 額 (千円)	962,799	946,613
総 事 業 費	124,060	102,969
補助対象経費	37,876	34,141
補 助 金 額	23,910	23,850
国、県からの補助金額	昭和55年度	
補助開始時期	終期設定なし	
補助終了予定時期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助金交付に関する要綱等を整備すべきである。

金沢市が交付している補助金の内訳について調査したところ、国庫補助金相当額に加え、人件費の一部(理事長・常務理事兼務事務局長の報酬、交通費及び社会保険料)に対する補助額であった。

国庫補助金相当額を金沢市が補助金として交付する根拠は、当該補助事業が国庫補助を受ける要件(市が国庫補助額と同額以上を補助する)となっていることにある。しかし、国庫補助相当額を上回る人件費の一部を補助することにつき、何ら規定等が存在しない。

所管課へヒアリングしたところ、人件費の一部を別途補助することは、(社)金沢シルバー人材センター(以下、人材センター)設立時のルールに従って、毎年度の予算措置で行っているとの回答を得た。

国庫補助相当額を予算措置で補助することはともかくとして、人件費の一部につき、当初の取り決めであることを理由に予算措置で補助することには問題がある。設立当初には補助する必要があったかもしれないが、現状の補助事業者の状況によっては必要がなかった可能性もあり、単に既得権化していたと言われても仕方がない面があったと考えられる。

今後、当該補助金支出に関しては、現状の人材センターの運営状況等を加味して要綱等の規定を整備し、当該規定に基づいた補助金交付がなされるべきである。

(6)老人福祉施設建設事業費補助

所 管	福祉健康局	長寿福祉課	
補 助 目 的	要介護老人に対して安心して生活環境の場を提供し、もって家族等への介護の負担軽減を図る。		
概 要	老人福祉施設を整備した際にその経費の一部を補助する。		
交 付 先	千木福祉会、北伸福祉会の2件(平成17年度)		
補助金の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独	
根拠法令	予算措置		
算定方法等	国2/3、市1/3		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	3,589,477	540,127	904,516
補助対象経費	3,580,362	540,127	901,026
補助金額	1,918,896	299,749	282,533
金沢市支払額のうち国・県からの受入額	1,192,325	199,832	187,760
補助開始時期	平成2年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①現状の基準で補助対象者を今後も決めていくと少数事業者による寡占状態になってしまうおそれがある。補助対象者選定基準の再検討を望みたい。

特別養護老人ホーム(以下、特養)の建設には、1床当たり1千万円程度の建設費がかかり、そのうち市からの補助金は3百万円程度なので、80床の建設となると、5億円から6億円、50床でも3億円以上の自己資金(借入金を含む)が必要となる。その自己資金が用意できることが補助対象者選定の資金面での前提となるので、結果的に少数事業者が選定され、補助を受けているケースもある。

金沢市には特養は16施設あるが、この16施設の設定主体(経営主体法人)は11法人であり、うち2法人が3施設ずつ、1法人が2施設設置している。

市としては、安定的な経営、質の高いサービスを提供できる法人を選考している、その理由は、安定的な経営が確保できなければサービスの提供に影響があり、万一特養を運営している法人が破綻すれば入居している方の次の入居先を探さなければならぬなど社会的影響が大きいからとの見解である。

市の見解はもつともではあるが、逆に言えば、寡占状態になれば万一の場合の影響は

数施設に及び、非常に大きいものになるのではないだろうか。

平成17年度の募集では説明会に10事業者が参加し、最終的に4事業者が応募し、1事業者が選定されている。新規参入希望者の参入をしやすいするため、過去3～5年間の補助金受給者は対象外にする、1設置主体者の施設数に上限を決めるなど、新規参入を促進する措置を講ずることが望ましいと思われる。

(7)こまちなみ保存修景事業費補助

所 管	都市整備局	こまちなみ保存課	
補 助 目 的	歴史的建築物及び街の歴史を物語るまちなみの保全を図ることとで町を住み良くしていく。		
概 要	条例に基づく指定区域の建築物の外観修景工事や保存建造物の外観の修繕工事を行った個人11件に対して工事費の70%相当額を補助、住民団体活動2件に対して20万円を補助している。		
交 付 先	個人11件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠条例等	金沢市こまちなみ保存条例		
交付要綱	金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱		
算定方法等	補助対象事業費の70%(200万円を限度とする)		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	104,300	20,898	20,256
補助対象経費	22,990	18,250	20,059
補助金額	12,540	10,970	12,430
補助開始時期	平成6年度		
補助終了予定時期	終期設定なし(但し団体に対する補助については予算で申請から10年となっている。)		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①住民参画の趣旨に則り、実質的な住民に補助効果が及ぶよう、住民からの補助申請以外は受付できないように交付要綱を改めるべきである。

市内のあちこちに、かつての町の歴史を色濃く残す町並みがあり、金沢の大きな魅力となっている。こまちなみ保存条例は、全国に先駆けて、まちなみの景観を守ろうとしたものであり、公益性の観点からは評価できよう。

保存の仕組は保存が必要な町並みを「こまちなみ保存区域」として指定し、それぞれの町の特徴に応じた「保存の基準」を作り、改築や修繕に市が補助を行い保存や修景を進めようとするものである。

事化しているものであり、マンネリの感を否定できない。
 まちづくりは住民自らが自分たちの住む地域の目標とする将来像を描いて実現していくものであるから、住民参画のためのこのような支援制度を否定するものではないが、このような支援制度についても、補助金交付要綱に関する内規を整備し、活動がマンネリに陥らぬために、終期はもっと短く(例えば3年)設定すべきであろう。

(8)老朽溜池防炎整備事業費

所 管	産業局	農林基盤整備課
補 助 的 概 要	農地の安全確保及び水の確保	
交 付 先	老朽化した溜池の修繕工事	
補助金の性格	柚木町生産組合 他 4件	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独
交 付 要 綱	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 農林業等に関する補助金交付要綱
算 定 方 法 等	補助対象経費の6/10を補助。 但し、集落協定地域については補助対象経費の8/10を補助。	
金 額 (千円)	平成15年度 37,832	平成16年度 35,900
総 事 業 費	37,832	35,900
補 助 対 象 経 費	30,241	27,690
補 助 金 額		
補 助 開 始 時 期	平成15年度	
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし	

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①集落協定地域の判定の時期にズレが生じている。

当該補助金の補助率については、要綱上、原則として補助対象経費の6/10までと定められているが、集落協定地域については、特別に補助対象経費の8/10まで補助金が交付されることとなっている。

ここで集落協定とは、集落(一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団)の農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動が維持されるよう、構成員の役割分担、生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後5年間に取組むべき事項や目標を定めたものである。集落協定地域は、石川県が現地調査を実施して、毎年8月頃に決定されるのであるが、これが当該年度の集落協定地域として認定されている(例えば、平成17年8月に決定された集落協定地域は、平成17年度の集落協定地域として認定される)。

しかし、監査の結果、平成17年度では集落協定地域の対象外であった土子原町に対する補助金につき、集落協定地域としての補助率で補助金が交付されていた。所管課か

補助対象事業は指定区域内の建築物修景事業や所有者の同意を得て登録された保存建築物の修復事業等のこまちなみ保存修景事業とこまちなみ保存のための住民団体育成事業に大別できる。このうち、こまちなみ保存修景事業に対する補助は、建築物や保存建造物の改築や修繕にかかる工事費の一部を市が負担しようとするものである。

対象工事等の範囲及び補助金の額については、金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱に規定があり、補助事業の種類別工事の範囲等についても、金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱運用に関する内規において、審査会による事前審査と事前審査項目等が別途定められている。

しかし平成17年度起案書類一式を査閲したところ、補助には至っていないが、補助事業主が不動産会社の場合、国も先例として認めているケースと同様、処分制限期間を遵守し、販売後も補助の目的、効果及び財産の継承が担保できるよう念書(売買先(個人)の添付を条件に計画を認可できることとなっていた)。

現行の要綱及び内規では、補助対象工事の範囲には事業者が法人の事業は除く等の規定はなく、当該補助金の認可が、直ちに合規性に反するというものではない。しかし、こまちなみ保存の修景工事費に対する補助金交付の趣旨は、古都の伝統的景観の保護への住人の積極的参画を促すことにある。

現行規定では、収益を目的とした事業者からの補助金申請も可能となっており、住民参画の趣旨に照らして適切とはいえない。金沢市こまちなみ保存条例に基づく補助金交付要綱運用に関する内規においても、事前審査項目について「事業計画がこまちなみ保存育成に必要、妥当であるか」と事業費の積算が適正か」だけの規定になっており、審査会の審査も上記項目を形式的に審査しているだけで、補助対象者の適正性に関する踏み込んだ討議まではしていない。

補助審査会は補助対象者の適正性に関する踏み込んだ討議をするとともに、実質的な住民に補助の効果及ぶよう、住民からの申請のあったものだけを補助対象工事とするべく、要綱の見直しが必要である。

②補助対象事業のこまちなみ保存団体育成事業に対しては補助金交付要綱に関する内規を整備すべきである。

こまちなみ保存修景事業の対象事業には、年間限度額が10万円と定められ、当該支援制度の柱ではないが、保存団体活動事業に対する少額補助事業のものもある。

平成17年度は条例に基づく指定区域内の保存活動団体2件に対して年間それぞれ10万円が補助されていた。

当該保存団体育成事業については、補助金交付要綱運用規定のようなものはなく毎年どのような行事をするのか審査して交付を決定しているだけであった。なお、終期の設定はないものの予算において最初の申請から10年間は申請することができるとされており、条例に基づく指定区域内の住民団体活動であることが認められれば、10年間は補助金ももたらえる仕組みになっている。

2件に関する活動の内容は、地域住民に対する講演会やマップの製作など毎年定例行

らのヒアリングによると、集落協定地域の決定が遅れるため、対象期間は決定の翌年度より5年間とし、前年度の集落協定地域に基づき予算が作成され、これにより補助金を交付したとのことであった。

集落協定地域の確定時期が遅いということもあるが、その確定が当該年度の交付基準であるのであれば、これに基づき交付するべきであったであろう。また、実務上困難であるとすれば、8月に確定した集落協定地域について、金沢市としては翌年度の集落協定地域として認定する、として規定を変更する等の処置が必要であるといえる。

(9) 私立幼稚園就園奨励費

所 管	教育委員会	教育総務課	
補 助 的 目 的	私立幼稚園の教育内容を充実し、幼稚園教育の質的向上を図る。保護者の経済的負担の軽減。		
概 要	経済的に保育料の支払が困難にある園児の保育料を減免する幼稚園に対して、一定の基準で減免額相当額を補助するもの。		
交 付 先	金沢市在住の園児が通う私立幼稚園 4,001人(47園)		
補 助 金 の 性 格	<input checked="" type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input type="checkbox"/> 市単独	
交 付 要 綱	金沢私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	経済的に保育料の支払が困難にある園児の保護者の収入に応じて、一定額を補助する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	233,010	242,802	242,274
補 助 対 象 経 費	233,010	242,802	242,274
補 助 金 額	233,010	242,802	242,274
金沢市支払額のうち・ 県からの受入額	63,936	64,152	64,403
補 助 開 始 時 期	昭和49年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①保護者が早期に確実な減免を受けるようにする配慮が必要である。

本補助金は、経済的に就園が困難な幼児の保護者ではなく、そのような幼児を受け入れ、保育料を減免する幼稚園に対して交付されている。

そして、幼稚園としては、市から補助金の交付を受けるまでの間、保育料減免による負担を自ら負うことを避けるために、経済的に困難な保護者からも通常の保育料を徴収し、本補助金を受ける12月及び3月の段階で、保護者に対して、減免額を交付している状況にあるとのことであった(少なくとも市は、幼稚園が減免をしつつ補助金の交付を受

けているのか、補助金の交付を受けた後、減免分を保護者に交付しているのかは確認していない。)これでは、一般に園児が入園する4月から12月の間は、経済的困難にある保護者も通常の保育料の支払を余儀なくされる結果、事実上幼児を就園させることができない事態も生じる可能性がある。このような事態は、本補助金の、保護者の経済的理由から就園できない園児がいないようにするという目的からして適切といえないことは明らかである。

従って、市としては、国の制度との関連で、困難な側面があることは否定できないが、①現実に保育料の減免を行った幼稚園に補助金を交付する②補助金を交付する時期を早める③保護者が通常の保育料の負担を当面求められることにより、就園を断念しなければならぬという事態が生じ得ないように、例えば、年度当初に補助金を交付するようにする、現に減免措置を実施したことを幼稚園に確認のうえで補助金を交付するなど、本補助金の交付方法を工夫する必要がある。

5. 自立を促すべきもの

(1) 緑を育て金沢を美しくする会補助

所 管	都市整備局	緑と花の課	
補 助 目 的	住みよい環境を作るために、緑豊かなまちづくり運動を展開し、市民の緑化美化意識の高揚を図る		
概 要	各町会や商店街の管理している花壇や道路、公園のプランター等に花苗を配付する事業等への補助		
交 付 先	緑を育て金沢を美しくする会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
算定方法等	会の予算書の支出から市補助金以外の収入(交付金ほか)を引いた全額		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	9,322	9,344	14,618
補助対象経費	9,322	9,344	14,618
補助金額	8,000	8,000	13,280
補助開始時期	昭和49年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①市民の参画意欲の高い運動に対しては、行政サービスに対する参入機会を提供するた
めにも、企業を含む、より多くの団体がまちづくり市民活動に参加できるように公募制
補助金制度の活用も検討してはどうか。

緑を育て金沢を美しくする会の平成17年度事業費の決算総額 14,618 千円の内訳と
して花苗購入等にかかる費用は、花いっぱい事業費(地域花苗生産費、モデル地区等補
助事業費)緑化推進コミュニティ事業(花苗等購入費、プランター購入費)の合計
10,903 千円となっており、事業費総額の約 75%を占めている。

すなわち、緑を育て金沢を美しくする会の活動内容の主なもの、花苗の購入配布で
あるが、事業活動そのものは、花いっぱい運動のように、全国的な展開を見せているも
のでもあり、美化緑化意識の高揚など環境保全の観点からも公益性についての異論はな
い。

あわせて、昭和49年から補助を開始している歴史も踏まえ、当該補助金の交付によ
って、金沢市における緑豊かなまちづくり運動が、市民運動として定着させ、本当に市
民参画型の活動となっているかどうかについて常に検証する必要がある。

花苗の配付先は各町会、保育所、幼稚園、学校、社会福祉団体等であり、電話または
口頭で各町会から直接申込があれば公益性を判断して配付している。配付の内訳は、市
道等の沿道が約 40%、公園が約 20%、その他は保育所幼稚園、小中学校と公共施設な

(10) 中心商店街賑わい創出事業費補助

所 管	産業局	商業振興課	
補 助 目 的	郊外型大型店の出店による来店客数の減少と経済不況により 中心商店街をとりまく環境が厳しい中において、地域住民は もとより遠来からの消費者も参加できる集客力の強いイベン トを開催する事により、中心商店街の賑わいを創出し活性化 を図る。		
概 要	主として香林坊地区、武蔵地区の商店街(金沢を代表する商 店街)が開催するイベントの費用の一部を補助するもの		
交 付 先	堅町商店街振興組合 他6件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根拠法令	予算措置		
算定方法等	対象経費の3分の1以内(上限200万円)		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総事業費	39,274	35,052	35,846
補助対象経費	39,274	35,052	35,846
補助金額	11,400	10,400	10,400
補助開始時期	平成5年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①類似の補助金との関係を整理する必要がある。

当該補助金は前掲の「商店街振興イベント事業費補助」と同じ内容のものである。違
いは対象を中心商店街に限定していることと、上限を2倍の2百万円としている点であ
る。中心商店街ではイベント規模が大きくなることから補助上限も高くすることに合理
性は認められるが、当該補助金には要綱が定められていないため、中心商店街の定義が
明確ではなく補助金額の決定が恣意的になる可能性がある。「商店街振興イベント事業
費補助」の要綱に特則を設けて中心商店街を定義するか、あるいは中心商店街を対象と
した補助金全体をとりまとめて要綱を作成するか、いずれかの対応が必要と考える。

(2)グッドマナー推進費補助

所 管	市民局	市民参画課	
補 助 目 的	金沢市民憲章の精神に基づき、市民ぐるみでマナーの高揚に取り組み目的で設立された団体に補助金を交付。		
概 要	喫煙マナーや交通マナーの向上運動等、市民のマナー啓発運動を行っている。		
交 付 先	マナーをよくするかなざわ市民会議（市民団体、経済団体他25団体で構成）		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	運営費の全額を補助		
金 額（千円）	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	3,200	3,194	2,898
補 助 対 象 経 費	3,200	3,194	2,898
補 助 金 額	3,200	3,194	2,898
補 助 開 始 時 期	平成5年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

① 長期を設定し、市民活動としての自立を促す努力をすべきである。

補助事業者である「マナーをよくする かなざわ市民会議」は平成5年に石川国体の開催を契機に、金沢市民憲章の精神に基づき市民ぐるみでマナーの高揚に取り組むことを目的として設立されたものである。代々金沢市議会議長が会長を務めることになっている。金沢市町会連合会を始めとする市民団体11団体、金沢商工会議所を始めとする経済団体4団体、金沢市PTA協議会を始めとする学校関係4団体、石川県警察本部を始めとする行政関係4団体、金沢市議会及び金沢市の合計25団体で構成される。

運動目標には、

喫煙マナーの向上運動

空き缶・たばこなどのポイ捨て防止運動

犬のフン持ち帰り運動

交通マナー向上運動

あいさつ励行運動

を掲げる。

事務局は市民参画課が務め、活動計画の立案から実施に至る各過程で中心的役割を果たし、運営費の一切を市の補助金で賄っている。

この活動は、一市民である監査人も眼にする処であり意義のある活動と評価できるものである。

どである。工場や民間企業の敷地の花壇等であっても、道路沿いである等の理由により公共性があると判断した場合などは渡すことにしているが、地域コミュニティ団体(町会等)や商店街、モデル地区などに対するものが大半である。

補助金交付に対する事後評価や範囲に関しては、イベント参加者人数や花苗配付数の把握などはしているものの、金沢市が管理していないような一般事業所等に対しても花苗配付の範囲を広げ、当該補助金が市民の美化緑化意識の高揚という、緑を育て金沢を美しくする会発足時の当初の目的に沿って、金沢市が管理していない場所の美化緑化に関する効果の測定も必要である。緑を育て金沢を美しくする会へ補助することによって、会長や会員を通して市民の間に緑を育て金沢を美しくする心を育てたいとうとする補助金交付の趣旨は理解できるが、会の事業内容が花苗の購入配付と花苗の配付を受けた各町会等によるその種裁活動にとどまらず、市民協働のまちづくりへと広がるよう配慮すべきである。

その意味で、緑を育て金沢を美しくする会の事務局が緑と花の課にあり、緑と花の課の課長が会の事務局長を兼ねているなど、会の活動自体が行政主導による活動になりがちなる面を充分配慮し、独自に事務局を設けることも必要である。また、平成17年度の会の収支決算書において、啓発活動にかかるものも、およそ25%程度あるが、内容も写生会等のイベント補助であり補助金交付開始後20年は経過しており、マンネリと形骸化が懸念される。市民協働を掲げるのであれば、このようなイベントは事務局主導ではなく市民の自発的な活動や発想を取り入れられることが大切である。

花いっぱい運動に代表される美化緑化活動は、市民の参画意欲の高い運動でもあり、企業の中にはボランティアとして参加したり、積極的に寄付活動を行うところも増加している。

このように市民の参画意欲の高い運動に対しては、行政サービスに対する参入機会を提供するためにも、企業を含む、より多くの団体がまちづくり市民活動に参加できるようにし、財政面でも市民自らが負担すべきことと行政が支援すべきことを明確に分ける意味でも、公募制補助金制度の活用も検討してみてもどうか。

(3) 休日保険薬局制度補助

所 管	福祉健康局	保健衛生課	
補 助 目 的	休日の当番診療の際、発行される処方箋の応需体制を整え、もって市民の健康回復維持に寄与する。		
概 要	休日に発生する救急患者の処方箋応需体制の確保をはかるため、各休日毎に医院の当番に合わせ、最善の2軒の当番薬局を指定して営業する。		
交 付 先	社団法人 金沢市薬剤師会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独		
根 拠 法 令	予算措置		
金額(千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	2,920	3,090	3,150
補助対象経費	2,920	3,090	3,150
補 助 金 額	290	290	290
補助開始時期	昭和53年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①終期設定が必要である。

補助事業者である金沢市薬剤師会は歯科医師会と定期的に研修会を持ち、相互のコミュニケーションを取りながら患者に対して便宜をはかるよう工夫しながら本事業を遂行している。医薬分業が進んでいる中、薬剤師会が行う本事業の意義は重要であり薬剤師としての社会的使命を果たそうとする姿勢は敬意を払うに値する。

しかし、発足から30年近くが経ち、世の中の事情が大きく変化している。一つには大型ドラッグストアの出現である。そうした店は年中無休の処もあり(すべてが調剤薬局ではないが)休日の応需体制が他に皆無ではない時代になっている。

次に、様々な業界において、それぞれの専門的知識を社会に役立てようとする事業が試みられており、これらの事業に等しく補助金を交付しているかという点と決してそうではない。

本件補助金は、総事業費の9.2%という補助割合であり、これが無ければ薬剤師会の社会的使命を果たすことが不可能になるかという点とそうではないと思われる。

また、金沢市としても薬剤師会に29万円の補助金を交付すれば休日の処方箋応需体制に関する市の責務は全うされたと考えるわけでもないであろう。

それでは何故、本件補助金が30年近く継続し、その間何らの見直しも行われなかつたのだろうか。

社会に対して有用である、即ち公益性が高い事業に対して行政が支援を行うことは当

しかし、実はこの補助事業はある種の典型的な問題を抱えている。発足当初には、こうした活動を市民の自発的活動として根付かせたいとの意図があった。それ故敢えて市民活動団体を設立したのであり市議会議長に会長を委嘱しているのである。また、その意図の故に多くの団体を組み込んで構成されているものである。

活動の理念や活動内容は申し分なく、今後もしも非継続すべきものと思われよう。それ故、補助金の必要条件である公益上の必要性は満たしていると言えよう。

しかし、残念ながら本来意図したところである市民の自発的活動に委ねるといふ自立へ向けた努力が欠落している。この事業だけでなく、現行の補助事業には同様の問題を抱えるものが多い。

その原因は、発足当初において終期を設定しなかったことにある。終期設定がないとその後には前年踏襲に継続されがちとなり、また自立に向けた努力を行うという発想が生まれてこないのは当然といえよう。

この事業は、マナーの向上を市民の自発的活動として根付かせていくために、多くの団体を組み込んで、市議会議長を会長とした市民会議で運営しているものである。喫煙マナーの向上等においては、JITなどの民間企業とタイアップしてマナー向上運動を行うなどの努力は行っている。

しかし、年々補助金が削減されているという現実の中で有効な事業を継続するために、全額を市の補助金で運営するのではなく、市と市民による協働のもと、発足当初の目的に返って、市民活動として自立を目指す努力が望まれる。

6. 事業内容等を見直すべきもの
 (1) 寺院等土塀山門修復事業費補助

所 管	都市整備局	まちなみ保存課	
補 助 的 目 的	金沢の個性ある都市景観を保存、育成又は創造し、ゆとりと潤いのある美しい町を形作り、後世の市民に引継いで行く。		
概 要	条例に定める伝統景観保存区域及び近代的都市景観創出区域、三寺院群及び寺社風景保存区域内の寺院等土塀山門修復事業にかかる設計、監理、工事費用に対して75%を補助する。		
交 付 先	宗教法人西方寺 他3件		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 条 例 等	金沢市における伝統景観の保存及び美しい景観の形成に関する条例		
交 付 要 綱	金沢市における伝統景観の保存及び美しい景観の形成に関する条例に基づく補助金交付要綱		
算 定 方 法 等	補助対象事業費の75% (1,000万円を限度とする)		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総 事 業 費	65,396	49,964	22,941
補 助 対 象 経 費	63,053	42,420	22,941
補 助 金 額	41,360	19,500	10,940
補 助 開 始 時 期	昭和45年度		
補 助 終 了 予 定 時 期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

①補助開始より既に35年が経過しており、当該補助制度を継続するのしかしないのか検討すべき時期になっている。

当該支援制度は景観条例に基づく他の支援制度とも相俟ってすぐれた都市景観を作り上げるのに役立ち、景観法の先駆けともなっているものでもあり、公益性の観点からは評価できるものである。

しかし、当該事業は補助開始より、すでに35年が経過しているにもかかわらず、金沢市では、指定区域内の対象寺院数を把握しながらも、事業の終期を定めていない状況にある。

当該支援制度は土塀や山門の修復事業が対象である性格上、そのまま放置すれば半永久的に継続することも予想される。

この点に関する市の回答も、寺院等土塀山門の修復事業という工事の性格上、一定期間に補助申請が集中しないよう、長期にわたり実施していく必要があること等から終期を設定したいということであった。

然であるとの認識が一般的にあり、これは市当局にも市民間にもある。一度交付された補助金はその後明らかに公益性が失われたと認識されるような特殊な場合以外は継続しがちである。しかし性格的公益性のみが補助金交付の正当性を保証するかどうかというところである。

補助金を交付することの正当性について「公益性」は大前提ではあるが決して十分条件ではない。市の関与の必要性や優先度を始めとする幾つもの条件をクリアするものでなければならないはずである。

補助金には、永年継続する内に社会の変化が生じていることも大いに有り得る故、原則として終期設定をし、見直しを履行すべきである。

在において当該問題は解消している。

(3) 金沢市観光協会助成費

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

所 管	産業局	観光交流課	
補 助 目 的	金沢市への観光客誘致宣伝事業ならびに観光関連業界の発展および観光客受け入れを行うため、金沢市観光協会の運営費を補助する。		
概 要	金沢市観光協会は観光事業者の団体であり、マスコミ宣伝、テレホンサービス、観光インターネット、食事情報発行、協会だより発行などを行っている。協会が行う事業は会費収入や事業受託金で賄われるが、事務局人件費と事務局の一般経費は金沢市が補助している。		
交 付 先	金沢市観光協会		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
根 拠 法 令	予算措置		
算 定 方 法 等	金沢市観光協会事務局運営費全額を予算措置により交付する。		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度	
総 事 業 費	17,550	16,716	20,003
補助対象経費	17,550	16,716	20,003
補 助 金 額	17,550	16,710	19,970
補助開始時期	昭和63年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(2) 意見

① 金沢市観光協会の事務局員の構成を再考すべきである。

金沢市観光協会には4名の事務局員があり、そのうち3名は市役所職員OBであり、1名は協会採用者(経理担当)である。一般論ではあるが、このような団体はOBの安住の地となり不効率的な業務運営がなされているのではないかとこのように懸念が持たれやすい。また、事務局員に民間観光事業出身者がいたほうが、協会としてもその人物の知識や経験を生かした活動ができると思われる。このような理由から、市役所職員OBのウエイトは縮小すべきである。

当該補助金の目的とするところは都市景観の保護と歴史的資産の継承にあるが、補助開始より既に35年が経過しており、景観保護に関する効果測定を至急実施するとともに、当該補助制度を継続するのかわからないのかもしれない早急な見直しが必要である。

(2) 金沢市スポーツ事業団自主事業補助

所 管	都市政策局	スポーツ振興課	
補 助 目 的	体育・スポーツの普及振興を図り、体育施設を広く市民の利用に供しもって市民生活の形成に寄与することを目的とする。		
概 要	金沢市総合体育館をはじめとする施設等の管理運営及び生涯スポーツ普及事業としての生涯スポーツ事業の運営費に対して補助を行っている。		
交 付 先	財団法人金沢市スポーツ事業団		
補助金の性格	<input type="checkbox"/> 国・県の制度関連	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独	
算 定 方 法 等	予算査定による		
金 額 (千円)	平成15年度	平成16年度 平成17年度	
総 事 業 費	376,057	334,985	329,825
補助対象経費	335,548	304,841	301,882
補 助 金 額	312,347	275,248	277,095
補助開始時期	平成7年度		
補助終了予定時期	終期設定なし		

(1) 監査手続

起案書類一式を査閲し、併せて所管課へのヒアリングを実施した。

(2) 意見

① 「施設管理受託事業」の職員費は委託料として支出すべきである。

補助目的は財団の運営費補助であり、運営費は「管理費」と「自主事業費」から構成される。しかし、事業内容を見ると大半は「施設管理受託事業」の職員費である。このことから判断すると、「管理費」のうち「施設管理受託事業」に係る職員費については「委託料」として支出がなされるべきであり、補助対象経費はこれを除いた額とすべきである。

上記の「施設管理受託事業」とは、財団においては次の事業を指す。

- ・ 体育施設管理受託事業
- ・ 公園施設管理受託事業
- ・ ふれあい施設管理受託事業
- ・ 指定管理体育施設受託事業

こうした施設管理に係る支出は、補助金ではなく委託料として入札及び契約行為を伴う方法で支出すべきであった。但し、この件については平成18年度より改善され、現